

平成28年度第1回

新宿区みどりの推進審議会小委員会
議事録

平成29年3月14日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成29年3月14日（火）

午後3時50分～午後4時38分

戸塚地域センター 集会室1

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 連絡事項

4 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 5 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

小委員会委員 7名（出席）

会 長 熊 谷 洋 一（委員長）

副会長 興 水 肇

委 員 武 山 昭 英

委 員 渡 辺 芳 子

委 員 丹 羽 宗 弘

委 員 小 島 健 志

委 員 椎 名 豊 勝

◎開会

みどり公園課長 定刻より少し早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまから平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、また急な開催にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まずはじめに、開会に先立ちまして、本日の資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日の資料ですが、資料3の審議対象樹木の写真につきましては、個人情報が含まれるため非公開とし、それ以外は公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 さて、本日開催する小委員会について御説明させていただきます。お手元の資料5を御覧ください。

小委員会ですが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられております。

審議事項は「保護樹木等の指定及び解除」及び「みどり公園基金の処分」に関することでございます。これらの審議事項について、迅速な判断が必要でかつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に限り開催できることとなっています。委員は、みどりの推進審議会委員のうち、会長が指名する8人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

今回は、「保護樹木等の指定及び解除について」のご審議をお願いしたいと考えております。

また、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会会議録としまして、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、午後5時までには終了したいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行を委員長にお任せしたいと思います。

熊谷委員長、よろしくお願いいたします。

熊谷委員長 はい、かしこまりました。

それでは、平成28年度第1回みどりの推進委員会小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、急な開催にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

この小委員会は、以前今回と同じような案件がでましたときに、審議会が大変紛糾し、所有者の方からも不信感をもたれた経験から、8年前に条例を改正してつくった経緯があります。

はじめに、事務局より本日の出席状況について御報告をお願いいたします。

みどり公園課長 本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は池邊委員から欠席の連絡をいただいております。このため本日は8名中7名の出席によりまして、小委員会は成立しております。

熊谷委員長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にございます資料につきまして御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず議事次第です。次に資料1としまして、「みどりの推進審議会小委員会委員名簿」です。続きまして資料2の「保護樹木等の指定及び解除について」です。次に資料3の「指定及び解除審議対象樹木の写真」、こちらは回収資料となります。続きまして資料4が「新宿区みどりの条例及び同施行規則」です。続きまして資料5になります、先ほど御説明した「新宿区みどりの推進審議会小委員会について」になります。続きまして資料6ですが、「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」の小冊子になります。続きまして資料7です。「新宿区みどりの基本計画」、こちらは回収資料になります。資料8としまして「新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）」、こちらにも回収資料とさせていただきます。

以上、資料の不足がございましたら事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

熊谷委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 それでは、議事を始めさせていただきたいと思います。

本日は「保護樹木等の指定及び解除について」のご審議をお願いしたいと思います。

それでは事務局、説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、担当係長より映像を交えて御説明させていただきます。

事務局担当 みどりの係長の柴田です。よろしくお願いいたします。

資料２と資料３をお手元に置いて、前方の映像を御覧ください。

前回の１月31日の審議会開催後に指定解除の申出が２件ほどございました。今回はその案件に関することです。こちらは、今月中に対応したいという情報がございまして、急きょ委員長に御相談したところ、小委員会の開催がふさわしいとのことでしたので、急きょ小委員会を開催させていただきました。御出席ありがとうございました。

それでは、御説明いたします。

公有地保護樹木につきましては解除はございません。

保護樹木に関しましては解除が１件で、解除本数は２本です。

今回は保護樹林に関しては解除はございません。

保護生垣につきましては解除が１件で、解除延長は21mでございます。

まず、保護樹木の解除1件でございます。２本解除がございまして、資料の中で昭和50年指定のここの敷地については、既に４本指定されておまして、このうち２本解除したいということで申出が出されました。こちらは、西念寺というお寺で坂の上でございます。敷地形状について御説明しますと、高台にありまして、日当たりもよく、保護樹木以外にも何本か樹木がございます。こちらは建替えの予定はございません。指定解除の理由ですが、根元を御覧いただきますと、墓石と密集している状況でございます。これが根元でございます。墓石の様子を近接して撮った映像がこちらになります。２本目でございますが、こちらも同様に周りに墓石がある状況でして、根が墓石を持ち上げています。

次です。保護生垣となります。こちらにつきましては、１件、21mございまして、樹種はサワラとなります。指定解除の理由につきましては、生垣が角地にありまして、どちらも４m未満の細街路となるため、建替え時に後退して４mの道路にしなければなりません。これが映像ですが、お手元の資料３に詳細の写真４枚を付けています。一番右下の写真がちょうど映像と同じとなります。画面右上の方に見える赤い建物が建替え予定の建物で、細街路を拡幅するために後退する必要があります。

表は、前回までとの比較でございます。

公有地保護樹木及び保護樹林については増減はございません。

保護樹木につきましては、件数は変わらず、２本の減となります。

保護生垣は、1件、21mの減となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明申し上げました、保護樹木の指定解除1件、2本と保護生垣の指定解除1件、21mの御審議をお願いいたします。

それではまず、何か御質問はございますでしょうか。

副会長。

興水副会長 先ほどの説明で、3月いっぱいでは何とかと言っていたようですが、保護樹木も保護生垣もどちらもということですか。

熊谷委員長 事務局お願いします。

事務局担当 保護生垣のほうが建築計画の都合で急いでおり、3月中の指定解除を希望されています。

興水副会長 では、保護樹木の方は特段急いでいるわけではないということですか。

事務局担当 急いでいるわけではないのですが、できれば早めに指定解除してほしいということです。

興水副会長 これでは、わざわざ小委員会を開いて指定解除の審議をする理由としては弱いのではないかと思います。

事務局担当 直接、お寺さんと話をしてきたのですが、できれば、経費も安いので、葉のない時期に切りたいので指定解除を急いでいるということです。直ぐにでも見積りも取りたいということです。

椎名委員 伐採ですか。

事務局担当 そうです。木が墓石に食い込んでいて、このままで行くと墓石が斜めになって木が被害を及ぼすということで伐採をしたいということです。

興水副会長 被害とはなんですか。審議会ですから、きちっと論理を作してほしいのです。

小委員会を急ぎよ開催して審議を緊急にやらないとだめだというんですね。墓石に樹木が食い込むというのは、今に始まったことではないはずです。緊急に審議する理由として、木が墓石に食い込んだというのは、理由にならない。

みどり公園課長 今回小委員会を開催したのは、保護生垣の指定解除のほうがメインでして、保護樹木については、ついでにといいいますか。

興水副会長 こういう案件は、小委員会に提案しないでください。何か、隠れた理由があるのですか。

椎名委員 何かお寺の方の管理者が代わったとかはないですか。

事務局担当 最初に調査したのは、去年の8月です。その時から^{せんてい}剪定費用など維持管理の負担が大きいと言われていました。そのようななかで、墓石を押しているイチョウについては、伐採したいという申し出があったものです。長年保護樹木だったので、大切さはわかるけど経費があるうちに何とか切りたいということでした。

熊谷委員長 私も経験としてありますが、寺の横に昔植えておいたマキが結構大きくなって、だんだん根が張ってきて、墓石も割れちゃうし、擁壁も崩してしまい、そうするとお寺さんの管理側の話ではなくて、その墓の所有者は非常に心配して、自分の墓がおかしくなってしまうのか、また隣接している墓に迷惑をかけるのではないかと自分としては思うのと、それから何かあると訴訟になるのではないかとということで、まず、墓の所有者の方が非常に困って、所有者の方が自前で切ってしまうことがあるんですよ。でも、それが保護樹木になっているとお寺のほうで、切るのは待ってと所有者に言って。そのマキの場合も10年以上墓石も鎖の付いた柵柱も動かしてしまい、結局切らないとどんどん根が張ってくるので、それは根元からばっちり切りましたが、大きすぎて抜根処理もできなかったですね。という例もありましたので、これは、お寺さんの方で、そういうことはなかったの。墓の所有者、檀家からの苦情とか檀家から相談を受けたとかということがあると、副会長が言った緊急性がある程度あるかなと思います。

興水副会長 伐採する理由はわかりますが、今ここで小委員会で審議する理由にはならないでしょう。樹木は徐々に食い込んでいくんだから、次の審議会でもいいのではないかとっているのです。明日にでも倒れる危険性があるというなら、直ぐにでも切っていいということになるのですが。その辺の判断ですね。理由がないのに、今日、小委員会に諮って解除してくれと言われてもどうなのかなということを言いたい。

椎名委員 次の映像を見せてください。お墓のお花入れる下の目地が開いていますね。所有者の方も墓石が木に持ち上げられて開いた目地を埋めたのでしょけれど、さらに持ち上げられて、また目地が開いたようですね。目地が空くと中に水が入ってしまいますからね。今の見積りと枝葉が出たあとの見積りは違うんですね。今までは一所懸命がんばってきたんですが、もう我慢できないという感じはありますね。今まで、^{せんてい}剪定費用などかかっていたのに、最後に枝葉が出てから、余計な経費をかけたくないという気持ちもわかりますね。ただ、高野山などに行くと、お墓に大きな木がたくさん植わっていますよね。空間も空いているんでしょうけど。

熊谷委員長 副会長が言われるのも、ごもっともな御意見ではあるし、急に2月になって、墓

を押したわけではないですよ。ただ、ずいぶん前から墓石を押して、それで最近危険になって、伐採費用の問題ではなく、安全性に非常に問題があって、実は墓石を倒すあるいは、それで隣接した墓石に被害を与えるという風に区の担当が判断して預かってきたということかと。実際、現地を調べていただいて、これかなり食い込んでいると思うのですが。

渡辺委員 あのように大きくなるのは、何年くらいかかるのでしょうか？

熊谷委員長 これは結構指定が前ですよ。昭和50年指定だから、指定後40年くらいたってますね。20年から30年くらいは全然問題なくきたのですが、だんだんここにきて問題になってきたということかと。

渡辺委員 自宅なんですけど、40年くらい前に和室の前に盛り土をして、ブロックで囲ってサカキを植えたのですが、根がどんどん侵食してきてしまい、切ったんです。根がどんどんまわりのブロックを押すんですね。この場合もかなり墓石を持ち上げているのではないかと。

武山委員 お墓を造成したときに、木のまわりをどれくらい余裕をもって確保したかですが、現状、木が大きくなってお墓を押しているのはいやですね。

渡辺委員 今はたぶん樹木はお寺さんが植えられると思いますが、昔は個人でも植えていましたね。

熊谷委員長 昔は個人で植木屋を呼んでお墓に木を植えこんでいるんですね。いいお寺さんだと、このように個人で植えた木もまとめてお寺さんが管理してくれるようですね。その代り、管理料を取られるんですね。そうですね、檀家さんも代が替わりますし、住職さんも代替わりしますから、その辺が非常に難しいのですが。副会長。

興水副会長 これだけいろいろご意見が出ましたから、そこら辺を指定解除の理由としてもらえればいいと思います。

熊谷委員長 所有者も我慢してきたし、お寺さんも我慢してきた、樹木も我慢してきたということで、我慢の限界がきたということか。

興水副会長 いろいろ対応してきたが、樹木の限界だと、もうこれ以上対応できないんだというのなら非常にわかりやすい。

椎名委員 ただ、根は掘り起こせないで残すとイチョウの場合は^{ほうが}萌芽しますよ。

みどり公園課長 委員のみなさまからいろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。今回の保護樹木の指定解除理由について、「木が墓石に食い込んでいる。」というだけでは小委員会に諮る理由としては弱いという御指摘が興水副会長からありました。つきましては、解除理由について次のように補足させていただきたいと思います。「以前から保護

樹木の根が周りの墓石を押していて、だんだん墓石も傾いてきたことから樹木のせん定や墓石の目地の補修などで対応してきたが、最近急に墓石を倒す危険性が高くなってきて対応も限界に達したことからの安全性の確保のためやむ得ず指定を解除するものである。」

熊谷委員長 ということで、小委員会で大変いい意見を伺ったので、本会で御説明すれば御理解いただけるのではないかと思います。解除は2本ですか。もう1本は・・・こっちのほうがすごいいね。よくここまで我慢したなと思いますね。

ほかになにかご意見ございますか。

椎名委員 生垣ですが、42条2項道路ですか。新宿で、保護生垣の基準が長さ15m以上というのはすごく厳しいですね。細街路が多い。

興水副会長 写真に写っている茶色の部分が21mあるの。

事務局担当 L字になっている部分が21mです。縁石より70cmくらい下がらないといけない。

今は、2項後退しないと保護樹木には指定していないが、当時は緩かったんだと思います。

興水副会長 今回は建替えに伴うセットバックか。建築後に改めて生垣を設置するようにお願いはできないか。

事務局担当 お願いはしています。

興水副会長 西落合は生垣が多い街並みである。

小島委員 写真だとこの家の前後の家が既に下がっているから、この家だけ建替え時に下がらないわけにはいかない。

椎名委員 セットバックすると、敷地面積は狭くなるし、現状では冗談じゃないよということになるかと思いますが。将来的には生垣を設置しておいてよかったなとなるかもしれない。

青々した葉はサワラではないのか。

事務局担当 在来種のサワラは生産がなく、レイランディという品種のようです。

熊谷委員長 ここの所有者は代替わりしているの。

事務局担当 変わっていません。60から70代のご夫婦です。

椎名委員 あれが境界ですか。

事務局担当 もっと下がることになります。現在の縁石からさらに30cmくらい、全部で70cmくらいは後退することになります。

熊谷委員長 写真だと、向こう側の敷地が既にセットバックしているけど、あの位置と同じままで下がるということだね。

興水副会長 奥の家は生垣に見えるが。狭い場所に植えてあるみたいだね。

事務局担当 生垣です。

熊谷委員長 保護生垣にはなっていないのかな。今は狭い場所に適した樹種があるからね。

椎名委員 生垣復帰をお願いする説明としては、現在敷地のほうに枝幅が食い込んでいますが、それくらいで収まる木もありますと。

武山委員 奥の家は集合住宅ですからおそらく1階は、生垣が目隠しの役目をしているのでは。

熊谷委員長 ちなみに、保護生垣があるこのお宅には、保護樹木はないのですか。

事務局担当 かなり大きい木はあるのですが、少し寸法が足りません。ウメやカキノキがあります。

熊谷委員長 そのウメなんかは切ってしまうの。

事務局担当 家の建替えにともない、重機を入れるので切ってしまうことになる。

熊谷委員長 全面的に工事するのですね。ちなみに、このお宅の敷地は何㎡くらい。

事務局担当 200㎡少しはあるかと。敷地が250㎡以上あると、緑化計画書を提出しないとけない。

熊谷委員長 都心で70坪あったら大きいね。細分して売り出しちゃうと、わけがわからなくなる。

椎名委員 都心では、長さの指定の問題があるけど、サワラみたいのは、幅を取るから、狭くできるみたいな見本というか、パンフレットみたいのがあれば、こういうものを作って、敷地は今までどおり使えますよと。というようなセールスするようなのも必要かと。

事務局担当 あと、補助金制度もあります。

熊谷委員長 ほかに何か御質問はございますか。

武山委員 資料3の左の写真だと左側の家もセットバックしてあるから、この家だけが出っ張っている状態なんですね。

椎名委員 きっと、そのことを気にされているんですよ。狭いところで、自宅のサワラが道路に出ていて邪魔していると。つる植物による生垣を提示してあげるといいかと。

熊谷委員長 それではよろしいでしょうか。資料2をもう一度みていただいて、まず、保護樹木の1件2本については、指定解除の理由が、墓石に樹木が食い込んでいるにもう少し付け加えて、安全性が非常に危険であるとか、もはや限界に達しているとか、という風に書き換えていただいて、それを条件に、本日付で解除をお認めいただいたということにいたします。よろしいでしょうか。

それから、保護生垣については、建築計画にともなうことと細街路であることの理由でや

むを得ないと委員の方から御意見がでましたので、こちらは原案どおりお認めいただけたとうことにいたします。

ありがとうございました。

◎連絡事項

みどり公園課長 それでは最後に連絡事項でございます。

次回の審議会は、平成29年度に入ってから5月に開催する予定でございます。

熊谷委員長 以上でよろしいですか。

◎閉会

熊谷委員長 それでは本日のみどりの推進審議会小委員会は、これをもちまして終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時38分閉会